

Ⅲ 関係各課との協議結果

1. 栃木県関係各課

所管課室等	指導事項等	対応策
交通政策課	・ 変更後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応をお願いします。	周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応を実施いたします。
道路整備課	道路法第十五条（都道府県道の管理）のうち、新設、改築の観点から意見なし	—
道路保全課	指摘事項なし	—
警察本部交通規制課	○駐車場の必要台数について、利用実態調査により算出されたものであれば、やむを得ないものとします。 ○今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、当課とも再協議願います。	今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、当課とも再協議を実施いたします。
経営支援課	指導事項等なし	—

2. さくら市関係各課

所管課室等	指導事項等	対応策
	特になし	—